

令和4年度第4回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和5年2月28日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和5年3月15日(水)午前10時30分から
- 2 場所 宮城労働局2階共用会議室(仙台市宮城野区鉄砲町1)
- 3 議題
 - ア 特定最低賃金の審議状況について
 - イ 令和4年度最低賃金の周知に係る取組状況について
 - ウ 令和4年度最低賃金の履行確保に係る取組状況について
 - エ 令和5年度宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について
 - オ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について
 - カ その他 傍聴者数 10名まで

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号(3月14日(火)午前9時から午前11時までに連絡できる番号)を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。

申込締め切り日は3月13日(月)(必着)です。

郵便番号 983-8585(住所記載省略可)

あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて

問い合わせ先 電話番号 022-299-8841

ファックス番号 022-295-3668

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴の可否については、3月14日(火)午前9時から午前11時までの間に電話にて、御連絡させていただきます。
- (3) 審議会当日は、審議会開会予定の5分前(午前10時25分)までに、宮城労働局2階共用会議室にお出でください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
- (4) その他
傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。
- 12 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上